

東三河 人によさしい街づくり 講座・セミナー 受講者

人によさしい街づくりとは、誰もが安心して暮らし、気軽に出かけられる街をつくっていくことです。

お気軽に、セミナーや座談会にご参加ください。

●セミナー

▼日時 12月2日（日）
午前9時30分～午後0時30分

▼テーマ 発達障がいを知り、人によさしい街づくりを考える

▼定員 50名程度（先着順）

●座談会

▼日時 12月2日（日）午後1時30分～4時
▼テーマ 発達障がい者にとって、やさしい街とは何か？

▼定員 50名程度（先着順）

【共通事項】

▼対象 誰でも
▼場所 新城市消防防災センター2階講堂

▼受講料 無料
▼申し込み 11月28日（水）までに電話またはFAX・Eメールにて（FAX・Eメールの場合には住所・氏名・電話番号を明記）

▼建築課

☎ 23局3526 FAX 22局3811

✉ kentiku@city.tahara.aichi.jp

生活

LIFE

田原市民俗資料館を 臨時休館します

田原市民俗資料館は資料整理のため、次の期間、臨時休館します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●臨時休館期間 12月1日（土）～平成25年1月31日（木）

▼田原市博物館 ☎ 22局1720

年末の交通安全県民運動 12月1日（土）～10日（月）

年末年始を迎えるこの時期は、最も交通事故が多発する時期です。飲酒運転は絶対にやめ、思いやりある運転で交通事故をなくしましょう。

●運動重点

- 飲酒運転を根絶しよう
- 子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう
- すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

▼市民協働課

☎ 23局3504 FAX 23局0180

年末の安全なまちづくり県民運動 12月1日（土）～20日（木）

地域の皆さんと防犯協会や警察、市が協力し合い、身の回りに危険を及ぼす犯罪を未然に防ぐ活動を行います。地域ぐるみで防犯活動に取り組み、安心して暮らせるまちを目指しましょう。

●運動の重点

- ひったくりなど街頭で発生する犯罪の防止
- 住宅を対象とした侵入盗の防止
- 年間取組事項
- 自動車関連窃盗の防止
- 子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止
- 振り込め詐欺の被害防止

▼市民協働課

☎ 23局3504 FAX 23局0180

人権週間 12月4日（火）～10日（月）

人権は、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。日常生活を振り返って、「他人の権利を侵していることはないだろうか」「自分の人権が侵されていないだろうか」など、身近なことから人権を考えてみましょう。

日ごろの生活の中で「人権問題ではないだろうか」と感じた方や「法律上どのようなのか」など困りの方は、お近くの人権擁護委員または法務局にご相談ください。

▼名古屋法務局豊橋支局

☎ (0532) 54局9278
FAX (0532) 54局9280

◆1日350gの野菜を摂取しましょう！

厚生労働省では、健康を維持するために必要な野菜の摂取目標量を成人1日当たり350g（小鉢5皿）以上としています。野菜はビタミン、ミネラル、食物繊維などの重要な供給源で、健康の維持・増進に不可欠な食品です。最近の研究では、野菜に含まれる成分の複合的な作用が、循環器疾患やがんの予防に効果的であると考えられ、野菜の摂取量が多い人は少ない人に比べて、がんの発症率が低いなどの研究成果も報告されています。

新鮮で安全安心な地元の野菜を積極的に活用し、バランスの良い朝食を食べることから始めましょう！

▶農政課 ☎ 23局3517

